

見 積 競 争 公 告

次のとおり見積競争に付します。

令和5年9月29日

全国健康保険協会島根支部
支部長 石 原 貢

1 調達内容

- (1) 調達件名 レセプト内容点検員研修委託業務
- (2) 調達案件の特質等 仕様書による。
- (3) 納品期限 仕様書による。

2 見積方法

見積金額は総価とする。履行に関する一切の諸費用を見積金額に見込むこと。（講師料、教材費、講師交通費等、総価の内訳を記載すること）

契約の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、競争参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（税抜単価）を見積書に記載すること。

3 競争参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (3) 全国健康保険協会から損害賠償請求を受けていない者であること。
- (4) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 支部が定める仕様書を取得している者であること。
- (7) レセプトの内容点検に関して十分な経験（10年以上）のある講師が講義を行うこと。
- (8) 保険者からの請負実績があること。

4 見積書等の提出場所等

- (1) 提出場所及び問い合わせ先

〒690-8531 島根県松江市殿町383山陰中央ビル2階

全国健康保険協会島根支部 企画総務グループ TEL 0852-59-5140 [担当：桑原]

- (2) 仕様書の交付方法

上記（1）の場所にて交付する。

機密性1

(3) 提出物

①見積書

②講師の研修経験や経歴が具体的にわかるもの（様式任意）

③保険者からの請負実績申立書（様式任意）

上記①から③の書類を各1部ずつ提出すること。

(4) 提出期限 令和5年10月13日（金）12時

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ること。

(2) 見積書には、事業所名、代表者名を記入のうえ、代表者印を押印し、全国健康保険協会島根支部宛に提出すること。記載誤り及び記載漏れ押印漏れ又は判読不能なものは無効とする。

(3) 提出した書類の差し替え、変更及び取り消しをすることはできない。

(4) 当該案件の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせないこと。

(5) 前記3に示した競争参加資格のない者の見積書は無効とする。

(6) 契約の相手方の決定方法

本公告に示した業務を履行できると全国健康保険協会島根支部長が判断した競争参加者であって、見積書等を提出期限内に提出し、最低価格をもって有効な見積書を提出した者を契約の相手方とする。

(7) 見積競争の結果、契約の相手方に決定した者にのみ令和5年10月13日（金）17時までに電話で連絡することとする。

【 参考 】

全国健康保険協会会計細則 一抜粋一

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

(1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。

(2) 破産者で復権を得ない者。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる者。

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

(1) 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者

(7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととさ

機密性1

れている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。